

「熊野町のちをつなぐ手話言語条例」 を制定しました



手話は、音声言語である日本語とは、異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、手話で物事を考えコミュニケーションを図り、お互いの意思疎通

に欠かせない、いのちをつなぐ手段として手話を大切に育て発展させてきました。

しかし、過去には手話が言語として認められず、ろう者は、不安や不便さを感じてきました。こうした過去を経て、障害者の権利に関する条例や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられた今、ろう者を含むすべての町民が「お互いに尊重し合いながら、だれもが、自立し健やかに暮らせるやさしいまちづくり」を目指しこの条例を制定しました。

手話について知ろう
～図書館展示のご案内～



時 1月5日(日)～31日(金)
所 熊野町立図書館

手話サークルのご案内

時 毎週木曜日(第5週を除く)
19:30～21:00

所 くまの・みらい交流館
問 くまの・みらい交流館 ☎854-1673



(民生課)

国の登録有形文化財(建造物)の登録について

国の文化審議会は、令和元年11月15日(金)開催の同審議会文化財文科会の審議・議決を経て、熊野町新宮地区の榊森神社本殿と拝殿を国の登録有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申を行いました。今回答申された文化財が登録されると、町内初の国の登録有形文化財となります。



← 榊森神社本殿

大同2(807)年に現在地の近くに建立されたと伝わる。宝永5(1708)年再建。明治16(1883)年改修。石段を登った境内地の北西に建ち、三間社流造で銅板葺き。



榊森神社拝殿→

明治16(1883)年頃建立。本殿の南に渡殿および弊殿を介して建つ。入母屋造り妻入りの屋根は境内空間の象徴的な存在。

※登録有形文化財制度とは、平成8年に発足した文化財登録制度により、築50年を経過し、一定の評価を得た歴史的建造物を文化財として登録し、ゆるやかな規制を通じて、保存や活用を図ろうとするものです。この制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくりや観光などに積極的に活用されることが期待されています。

問 生涯学習課 ☎820-5621

新しい 民生委員・児童委員が決まりました

12月2日、民生委員児童委員の一斉改選が行われ、14人の新任委員を含む43人の委員に、厚生労働大臣からの委嘱状が三村町長から伝達されました。

民生委員児童委員の役割は、住民と行政のパイプ役として、住民の皆さんが日常生活の中で抱えている悩み事や心配事を皆さんの立場に立って相談を受け、行政に「つなぐ」ことです。

これから3年間、地域の身近な相談窓口として活動されます。民生委員児童委員は、秘密を守ることが法律で義務付けられていますので気軽にご相談ください。

民生委員児童委員については、民生課までお問い合わせください。

問 民生課 ☎820-5635



地区	氏名	担当地域	地区	氏名	担当地域
呉地	高杉 宏	四・五丁目一部	初神	佛圓 和子	一丁目一部 二・四丁目
	小嶋 千早	五丁目一部		小田原由貴美	一丁目一部 三丁目
	森 千鶴	二丁目 三丁目一部	新宮	藤河 榮子	一・四丁目一部 二・三丁目
荒瀧 哲宏	三・五丁目一部	鈴木 博美		四・六丁目一部 五丁目	
出来庭	山中 恵美子	一・五丁目	川角	林 えりこ	一・六丁目一部 七・八丁目
	東川 邦男	九丁目一部 十丁目		松本 千代美	三・四・五丁目一部
	内藤 正男	七・八・九丁目一部	色増 眞幸	四・五丁目一部	
	新宅 香枝子	二・三丁目 四丁目一部	山内 和穂	四丁目一部	
中溝	原田 耕造	六丁目 七・八丁目一部	平谷	川添 博子	一・二丁目 三丁目一部
	久保隅 武	一・三・四丁目一部		日浦 敏和	一丁目全部 二丁目一部 東山・柿迫の一部
	畠山 信子	一・三丁目一部 二丁目	貴船	上野原 廣子	二丁目一部 三・四・五丁目全部
	高橋 久美子	三・四丁目一部		福垣内 千秋	5・10番
萩原	佐々木 肇	四丁目一部 五・六丁目	石神	大鳥 智恵子	6・7・11・12・13・14番
	上馬場 宏允	二・五丁目一部 三・四丁目		武澤 澄子	8・9・12・15～22番
	松崎 誠	十丁目	神田 柿迫	古川 一名	1～7・10・11・13・14番
	庄賀 照代	八丁目一部 九丁目		中井 文枝	全域
城之堀	中原 博	五・六丁目一部 七丁目	※欠員		
	岡 高雄	一丁目 二丁目一部	東山	村上 進	1・11～14・15(4～34)・16・17(西県営除く)・18～25番
	小松 里美	一・二丁目一部		木村 満朗	2～10 17(西県営のみ)・15(44～57)番
	花木 浩行	一・五・六丁目一部 四丁目	主任 児童委員	坊田 信子	全地域の児童福祉に関する事項を専門に担当します。
	馬上 雅治	二丁目一部 三丁目		曾根 はるひ	
	中島 美智子	九・十丁目			
	中村 和恵	五・六丁目一部 七・八丁目			